

# 第 21 回教育委員会

令和 3 年 12 月 28 日  
午 後 3 時 00 分  
本庁舎屋上会議室

案 件

報告第25号

職員の人事について

報告第 25 号

## 職員の人事について

大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項により、次のとおり教育長による急  
施専決を行ったので、同条第 2 項の規定に基づき報告する。

### 記

別紙調書のとおり、人事異動を発令する。

## 調 書

項	新補職名	補職名	職種	氏 名	備考
	( 課 長 級 )				
1	免兼務	住之江区役所教育担当課長兼教育委員会事務局総務部住之江区教育担当課長	事務職員	山中 和彦	兼務
2	総務部住之江区教育担当課長兼務 (住之江区役所教育担当課長)	住之江区役所窓口サービス課長代理	事務職員	福田 佳代子	兼務
	( 係 長 級 )				
3	免保健所感染症対策課担当係長兼務	教務部担当係長(教職員人事担当)兼保健所感染症対策課担当係長	事務職員	小牧 敏美	兼務
4	総務部教育政策課担当係長兼務 (大正区役所保健福祉課担当係長)	大正区役所勤務	事務職員	道下 智章	兼務
5	総務部教育政策課担当係長兼務 (大正区役所保健福祉課担当係長)	中央こども相談センター担当係長	事務職員	林 真希	兼務
6	免兼務	東成区役所市民協働課担当係長兼教育委員会事務局総務部教育政策課担当係長	事務職員	小岸 義弘	兼務

(参考) 大阪市教育委員会教育長専決規則 (抄)

第2条 教育長は、緊急の必要があるときは、前条の規定にかかわらず、教育委員会の会議において議決すべき事項を専決することができる。

2 教育長は、前項の規定による専決を行つたときは、次の教育委員会の会議においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。